

牧之原市議会の傍聴について

議会を傍聴する場合は、静粛を旨とし、次の事項を守るようお願いいたします。

（傍聴人の遵守事項） 牧之原市議会傍聴規則第8条から抜粋

- 1 静粛にすること。
- 2 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- 3 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- 4 飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（傍聴の禁止） 牧之原市議会傍聴規則第7条から抜粋

- 1 銃器その他危険な物を持っている者
- 2 ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- 3 酒気を帯びていると認められる者
- 4 その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止） 牧之原市議会傍聴規則第9条から抜粋

傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。

※ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

（違反に対する措置） 牧之原市議会傍聴規則第12条から抜粋

傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。